

申告税額が過大であったこと等を発見したとき

● 更正の請求

県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、法人県民税、県民税利子割、法人事業税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車税（軽自動車税）環境性能割、軽油引取税、特別法人事業税または地方法人特別税の申告書を提出した後に、税額が過大であったこと等を発見したときは、法定納期限から5年以内（特定の場合は、その理由が生じた日の翌日から起算して2か月以内）に限り更正の請求をすることができます。

賦課・徴収などの処分不服があるとき

● 不服申立ておよび取消訴訟

1 不服申立て

県税の賦課・徴収などの処分について不服がある場合には、その処分があったことを知った日の翌日から起算して原則として3か月以内に、知事に対して「審査請求」をすることができます。

なお、審査請求書は、なるべく所管の県税事務所等を経由して提出してください。

2 取消訴訟

県税の賦課・徴収などの処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。）横浜地方裁判所に提起することができます。この場合においては、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に訴えを提起する必要があります。

ただし、審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がない場合などには、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

税理士相談の窓口一覧

県では次の窓口で、税理士による、不動産取得税や個人事業税などの県税の相談、その他市町村税や国税の相談を受け付けています。

名 称	電話番号	所 在 地	相談日	相談時間
かながわ県民センター 県民の声・相談室	(045)312-1121	横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター2階	月・第3水	13～16時
川崎県民センター 県民の声・相談室	(044)549-7000	川崎市幸区堀川町580 ソリッドスクエア東館2階	第1木	

備考1 事前に電話予約が必要です。

2 予約受付は1週間前から行います。

3 予約受付時間は9時から16時30分までです。

4 相談の希望が大変多いため、予約を承れない場合があります。

5 相談は一般的な範囲で行いますので、複雑な相談内容や個別事案に関しては答えかねます。

6 相談時間は1人30分以内です。

※ 各相談の間に5分程度の入替時間を設けるため、実質相談時間は25分程度となります。

7 相談日が祝休日および年末年始（12月29日から1月4日まで）の場合、翌平日に実施します。